入　札　説　明　書

この入札説明書は、令和５年（2023年）３月３日付け令和５年（2023年）北海道告示第117号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

１　契約担当者等

北海道知事　鈴木　直道

２　入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

令和５年度（2023年度）広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務　一式

(2) 調達をする特定役務の仕様その他の明細

別紙仕様書のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和６年（2024年）３月31日まで

３　入札に参加する者に必要な資格

令和５年（2023年）北海道告示第116号に規定する令和５年度（2023年度）広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務の資格を有すること。

４　仕様書で示す企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提出期限　　令和５年（2023年）３月23日（木）午後５時まで
（送付による場合は、必着）

(2) 提出場所

ア　提出先の名称　北海道総合政策部知事室広報広聴課道政広報係

イ　提出先の所在地　郵便番号060-8588 札幌市中央区北３条西６丁目

(3) 提出方法　　資格審査の申請と同時に提出可

５　契約条項を示す場所

北海道総合政策部知事室広報広聴課道政広報係（札幌市中央区北３条西６丁目）

６　入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所　　札幌市中央区北３条西６丁目　北海道庁本庁舎塔屋共用会議室
（送付による場合は、郵便番号060-8588　札幌市中央区北３条西６丁目
北海道総合政策部知事室広報広聴課）

(2) 入札日時　　令和５年（2023年）４月14日（金）午後１時30分
（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所　　(1)に同じ。

(4) 開札日時　　(2)に同じ。

７　開札に立ち会う者に関する事項

(1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

8　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9　落札者の決定方法

(1) 入札の方法及び落札者の決定

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の２に規定する総合評価一般競争入札の方法によるので、入札に参加しようとする者は、入札書及びあらかじめ契約の対象となる役務の仕様書で指示している提案事項を記載した企画提案書を提出しなければならない。

また、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、同条第３項の規定による落札者決定基準により、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をした者を落札者とする。

なお、開札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者及びその入札価格のみを発表することとするが、落札者は、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、後日決定し、当該落札者及びその他の入札者に対し通知する。

(2) 落札者決定基準

落札者決定基準は、別記による。

10　落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11　契約書作成の要否　　要

12　その他

(1) 無効開札

開札の時において、3に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第154条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 入札説明の日時及び場所

ア　日　時　　令和５年３月９日（木）午後２時

イ　場　所　　札幌市中央区北３条西７丁目　北海道庁別館西棟庁舎３階１号会議室

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　称　　北海道総合政策部知事室広報広聴課道政広報係

イ　所在地　　郵便番号 060-8588 札幌市中央区北３条西６丁目

ウ　電話番号　011-204-5110

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 公告内容の変更又は取りやめ

この公告の内容は予定であり、変更すること又は取りやめることがあり得る。

(7) 入札及び契約の停止等

この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。

(8) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(9) 契約の履行

ア　この契約に係る監督又は検査の際に、提案書による性能、機能、技術等の提案内容のとおり履行されていないときは、道の請求により提案内容のとおり修補又は再履行しなければならない。

イ　提案内容のとおりの修補又は再履行が困難であると認められるとき又は合理的でないと認められるときは、アに規定する修補又は再履行に代えて、契約金額から提案内容の不履行部分に相当する額を減額し、若しくは提案内容の不履行による損害賠償を請求し、又は契約金額から提案内容の不履行部分に相当する額を減額するとともに提案内容の不履行による損害賠償を請求することがある。

(10) 入札の執行

初度の入札において、入札者が１人の場合であっても、入札を執行する。

(11) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第３条の４の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(12)その他

入札に参加する者は、別紙の総合評価競争入札心得を承知すること。